不利益処分の処分基準

処分の内容		在宅サービスの提供に係る措置の解除
根拠法令及び条項		老人福祉法第１２条
所管部課係名		いきいき健康部長寿はつらつ課安心サポート係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定 （あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難であるため。）
	参考事項	
	設定等年月日	平成　　年　月　日設定（平成　年　月　日最終変更）